

天草不知火海区漁業調整委員会

第367回議事録

令和2年（2020年）8月3日開催

第367回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年(2020年)8月3日(月)午後2時から
- 2 開催場所 熊本県庁本館8階 801会議室
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 浜悦男 関山哲也 脇島成郎
桑原千知 佐々木倫一 友村喜一 山口秀康 内野明德
福田靖 山田豊隆 横田政司 鎌賀泰文 藤木美才
(欠席委員) なし
(水産振興課) 主幹 鮫島守
主幹 松尾竜生 参事 香崎修 参事 高日新也
(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭
主任技師 多治見誠亮 技師 東海林明
- 4 議事次第
 - (1) 議題
第1号議案
令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案
議題について(協議)
 - (2) 報告
 - 1) 改正漁業法に係る海区漁業調整委員会の委員任命について
 - 2) 改正漁業法に係る都道府県資源管理方針等の制定について
 - 3) 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
 - 4) 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第367回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中15名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第367回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

(江口会長)

皆さんこんにちは。

皆さんご承知のとおり、特に不知火海の方が人吉とか球磨川の氾濫でかなりの流木が出て、漁業者が操業できないというような状況になっております。それに加えて、東京とかコロナウイルスがある中、少しは良い傾向に来ていたのですが、再度、豊洲の市場の方から、出荷の調整が来まして、なかなか魚が獲れても行き先がない状況が続いているところです。

コロナが落ち着いて、魚が安定して出荷ができるようになればと思っているんですけど、流木に関しては、国交省や県、市町村のおかげで、10あったとしたら8ぐらいまでは来たんじゃないかと思っています。

それでは、ただ今から第367回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入る前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 桑原委員と藤木委員をお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆さんもご承知のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策のために、出来るだけスムーズに時間を短縮してやっていきたいと思っております。

それでは議事に入ります。

議題の第1号議案「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。座って説明させていただきます。

資料は、お配りしました資料の2ページ以降になります。

全国の海区漁業調整委員会で構成されております全国海区漁業調整委員会連合会は、毎年5月に総会を開催し、6月から7月にかけて、国、関係省庁に対して要望活動を行っております。

この要望活動で要望する内容につきましては、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに、構成する海区のそれぞれの要望を集約し、さらに4ブロックの要望を1つの要望書としてとりまとめたところで、5月の総会に諮り決定するという流れになっております。

本日は、今年10月、本県で開催が予定されております九州ブロック会議に提案する熊本県連合海区の要望内容について、ご審議いただきたいと思いますと考えております。

なお、今年の九州ブロック会議の開催につきましては、新型コ

コロナウイルスの感染拡大に伴い、全漁調連の方で開催するか否かについて協議されているところです。近いうちにその結果があると思いますので、委員の皆様にご連絡いたしたいと思っております。

今年度、九州ブロックに提案する本県要望につきましては、資料2ページ目以降に記載しております。

要望内容につきましては、昨年同様、

- ・大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について
 - ・東シナ海における漁船の安全操業確保について
 - ・ミニボートによる危険行為の防止について
 - ・海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について
- の4つの要望を予定しております。

この提案につきましては、去る7月27日付け事務連絡により、事前に各委員の皆様方にお配りしておりますので、詳細な説明は省略させていただきたいと思っております。

この委員会では、この4つの要望に関するご質問やご意見、修正すべき箇所などがございましたら、併せて御審議いただきたいと思います。

また、この4つの要望以外に、新たに要望すべきものがございましたら、御審議いただきたいと思います。

なお今後、九州ブロック会議の締切りまでの間に、突発的な議題提案や内容の変更等が生じた場合には、熊本県連合海区会長に一任いただくことで了解いただくことと併せて、ご審議いただきますようお願いいたします。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長

どうもありがとうございます。ただ今、事務局の方から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題」については、事務局の案のとおり、要望したいと思います。

議長

次に、議事2の報告1「改正漁業法に係る海区漁業調整委員会の

水産振興課

委員任命について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課でございます。座って説明させていただきます。

資料につきましては、7ページ目をご覧ください。

現行の漁業法において、海区漁業調整委員会は、「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構」であり、法の目的は、同委員会の運用により、水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、民主化を図ることとされております。

改正漁業法においても、海区漁業調整委員会は、漁業者及び漁業従事者を主体として、漁業調整上重要な役割を果たしていると示されております。

また、今後も資源管理や海面の有効利用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割は、更に重要性を増すものと認識されているところです。

このため、漁業者代表を中心に据えた組織であるとの基本的な性格を維持し、漁業者及び漁業従事者の意見を反映できる委員会としつつ、このような役割をよりの確に果たせるよう、委員の選出方法が見直されました。

現在、本県に設置されている海区漁業調整委員会について、ご説明いたします。

資料の左上からご説明いたします。

本県には、熊本県有明海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会の2つの海区漁業調整委員会が設置されております。

それぞれの委員数は10名と15名です。

各委員の内訳は、熊本県有明海区漁業調整委員会については、漁業者委員6名、学識委員3名、公益委員1名です。

一方、天草不知火海区漁業調整委員会は、漁業者委員9名、学識委員4名、公益委員2名です。

これから、漁業法が改正されたことに伴い変更された部分について、ご説明いたします。資料の左下をご覧ください。

これまで、漁業者委員は選挙による公選制で選ばれ、学識委員と公益委員は、知事が選任する選任制で選ばれておりました。それが、漁業法の改正に伴い、各委員の選任方法が、議会の同意を得て、知事が任命する任命制に変わりました。

また、これまでの公益委員が中立委員に変わりました。

現行の漁業法において、公益委員とは、海区内の公益を代表すると認められる委員とされています。

改正漁業法において、中立委員とは、海区漁業調整委員会が処理することがらに関し利害関係を有しない委員とされております。

各委員会の委員数も、熊本県有明海区については、漁業者委員6名、学識委員2名、公益委員2名に、天草不知火海区については、漁業者委員9名、学識委員3名、公益委員3名に変更する予定です。

委員数を変更する理由について、ご説明いたします。

漁業法では、委員会の委員について、漁業者委員、学識委員、中立委員が含まれることと規定されております。定数が少ない委員について、万が一欠員が生じた場合、委員会が開催できないことを避けるための対策としております。

次に、新たな委員の選出方法についてご説明いたします。

資料右上の公募から任命までの流れについてをご覧ください。

選出方法が、任命制に変更されたことに伴い、すべての委員が、個人又は団体から推薦してもらうか又は自分で応募していただく方法に変わりました。

公募させていただく委員の皆様を委員候補者と表現させていただきます。

委員候補者の皆様に募集させていただく期間は、9月以降の1ヶ月間を予定しております。

委員候補者の皆様は、個人又は団体などから推薦していただくか自ら応募していただくこととなります。

募集期間中の中間と募集期間終了後に、委員候補者を推薦した個人又は団体の情報と推薦を受けた委員候補者、自ら応募した委員候補者の情報は公表することとなっております。

委員候補者の皆様からは、個人又は団体に推薦される場合は推薦書を、自分で応募される場合は申込書を提出していただくこととしております。

提出いただいた書類は、あらかじめ設置した評価会議において、評価基準に基づき評価させていただくこととなります。

評価会議の結果を来年2月に予定されている2月県議会に議案として提出し、議会の同意を得た上で、令和3年（2021年）4月1日付けで、知事により新たな海区漁業調整委員として任命

していただくこととなります。

以上が、委員任命までの流れになります。

現在の委員の皆様の任期につきましては、漁業法の改正に伴い、令和3年（2021年）3月31日まで延長されております。

漁業者委員の皆様につきましては、先日、延長について承諾いただきたく、承諾書をお送りさせていただきました。漁業法改正の趣旨をご理解いただき御承諾いただきますようお願い申し上げます。

現在、推薦・募集要項や評価会議の設置要綱、評価基準要領等を作成するとともに、9月以降予定しております委員候補者の公募の準備を進めているところでございます。

委員の皆様には、公募を始める前に、改めて詳細について詳細についてご説明させていただくこととしております。

本日は概略のみの説明になり、誠に申し訳なく思っております。

今後、短期間のうちに再度委員会を開催させていただくことが想定されますが、その際はよろしくようお願い申し上げます。

簡単ではありますが事務局からの説明は以上になります。

議長

ただ今、水産振興課から説明がりましたが、委員の皆様のお質問をお願いします。何かご意見はありませんか。

議長

それでは、他に無いようですので、議事2の報告1の質疑は終了いたします。

次に、議事2の報告2、「改正漁業法に係る都道府県資源管理方針等の制定について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。私からは2)改正漁業法に係る都道府県資源管理方針等の制定についてご報告させていただきます。資料につきましては8ページ目をご覧ください。座ってご説明させていただきます。

現在、資源栽培班においては、水産改革に伴う新たな制度に対応するための準備を進めているところです。この新たな制度につきましては、これまで漁業調整に係る部分につきまして、例えば許可漁業における漁獲報告の義務化など、本会や説明会等の場で御説

明をしてきたところですが、今回はT A C等の資源管理の分野につきましても、新たな情報が出てまいりましたので、改めて説明をさせていただきたいと思っております。

資料は1枚めくっていただいて、資料9ページをご覧ください。

資料横向きにご覧いただきますようお願いいたします。まず、現状としましては、漁獲量を制限する漁獲可能量（T A C）による資源管理が各国で行われているところであり、日本におきましても、T A C法に基づき、計8魚種を対象とした資源管理が行われているところです。

今回の水産改革では、これをさらに踏み込みまして、船ごとに漁獲量を割り当てるI Qの導入や、T A C対象種の拡大などが謳われているところです。

この制度の移行に係りまして、ローマ数字ⅡからⅣのとおり、資源評価を行う魚種の拡大や、国が示します資源管理基本方針、また漁業者の自主的な資源管理を推進するための資源管理協定の導入など、この新たな制度につきましても県としても対応していく必要があるところがございます。

今回は、この中のローマ数字ⅢとⅣの部分について、御説明をさせていただきます。

下の図の左側をご覧ください。

中段のT A C魚種の管理につきましては、本県では「まあじ」、「まいわし」、「まさば」「まさば」「ごまさば」「くろまぐろ」の5魚種について、「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（通称、県T A C計画）」によって管理を行っているところです。

今後は、図は右側に移りましてこの計画に代わりまして、県が新たに「熊本県資源管理方針」を策定し、その中で管理を行っていく形になります。

この制度移行により、どのように管理の方法が変わってくるかにつきましては、現在魚種別に検討を行っている段階ですので、概要につきまして口頭で御説明したいと思っております。

新しい制度におけるT A C数量の管理につきましては、船ごとに漁獲量を割り当てるI Qで行っていくことが基本とされております。

しかし、本県の場合は、まあじ、まいわし、まさば、ごまさばの4魚種につきましては、皆さん御承知のとおりでございますが、いずれも配分量が「若干」であり、全体の数量が定まっていない状況

でありますので、個別に割当ていくという管理は適当でない、と考えられます。

このため、この4魚種につきましては、「漁獲努力量の総量管理」を行う形を想定しております。

この「漁獲努力量」といいますのは、例えば「船舶の隻数」や「操業日数」などの漁業を営む労力のことで、話を要約しますと、漁獲量が現在より増えすぎないように、県全体で船舶の隻数や操業日数を管理していこう、という考え方です。

この考え方の場合、例えば、県全体でまあじを獲りすぎているような状況になった場合、休漁等で努力量削減をお願いするなどの指導を行うことが考えられますが、採捕停止命令よりも少し弱めの形の対応が考えられます。あくまで仮定の話ですが、そういった形で制度が変わってくると思われますが、当面の間は、これまでと同程度の操業が続けられる形に整理していきたいと考えております。

この形で整理していきますと、毎月の報告につきましては、漁獲量に加えて操業した日数や隻数等のデータを書き加えていただく形が想定されます。

また、くろまぐろにつきましては、県に対して具体的な数量が割り振られているため、これまでと同様に、県全体での漁獲量管理を行っていききたいと考えております。

ただし、混獲による予期せぬ漁獲に対応するため、都道府県枠の1割相当を県が留保することも検討しています。

資源管理方針の素案につきましては、たたき台を資料の2枚目10ページに添付しておりますので、確認をお願いします。

これはまだたたき台ですので、熊本県と入っておりませんので、今お伝えした内容を盛り込み、整理を進めた上で、最終的には11月頃に本会においてお諮りしたいと思っております。

続きまして、資料の13ページをご覧ください。

内容としては、この案のように資源管理協定に基づく自主的資源管理ということで、ご報告いたします。

現在の自主的資源管理につきましては、各地区で漁業者の皆様が主体となって資源管理計画が策定されまして、取組みが行われているところがございます。

この計画は、水産庁の収入安定対策事業におきまして、漁業共済の掛け金補助に係る事業の要件になるなど、国の事業との関連も

あるところでございます。

新しい制度につきましては、改正された漁業法に基づくところとなり、現在の計画につきましても、令和5年度末までに、法に基づいた資源管理協定に移行するというところで、水産庁から説明を受けているところでございます。

現在の資源管理計画を、どのように協定に移行していくかにつきましては、いまだ国との協議中という状況ですけれども、現在説明を受けている部分につきましては、図でご説明したいと思います。

下の図をご覧ください。まず、枠組みにつきましては、現在は1人以上の漁業者グループで計画を作成し、県が確認を行っているところですが、右側の資源管理協定におきましては、2人以上の漁業者同士で協定を結び、その協定を県が認定するという形に変わっております。

また、その記載内容については、現在は熊本県資源管理指針に基づきまして、主に休漁を記載しておりますが、協定におきましては、今後策定する熊本県資源管理方針に基づきまして、対象とする魚種の資源管理目標や、休漁等の資源管理措置、また違反した場合の罰則規定などを記載すると変わっているという風に説明を受けております。

さらに、履行確認につきましては、引き続き資源管理協議会が実施してまいります。今後はすべての協定において履行確認が必要になるということになっているとのことです。

今後、この協定を県でどのように認定していくかにつきましては、国と協議しながら、審査基準を作成する予定にしております。

不確定なことが多い中ではございますが、今後も情報提供を行いつつ、移行の準備を進めていきたいと思っております。

長い説明となりましたが、資源管理に係る報告は以上です。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見はございませんか。

鎌賀委員

資源評価を基に漁獲を考えていくことは大変いいことだと思うんですけど、現状は対象魚種でも効果がうまく表れている魚種というのは少ないと思います。

何より大事なのは、資源評価がうまく行われるということだと思うんですけど、国あるいは都道府県の調査研究というのは拡充されるような計画はあるのでしょうか。

水産振興課

資料の9ページをご覧ください。

今回の説明では省略をさせていただいておりましたが、本県における現在の取組みの一番上の段資源評価対象魚種の調査につきまして、現在では国が定めた50魚種、本県ではその内16魚種を調査しているところがございますが、今後、調査対象を拡大していきまして、資源管理につなげていくというところで、右側の図ですけれども、令和5年度末までに、国が200魚種に拡大するというので、示しておられます。これに対応するために、本県におきまして、こういった魚種が本県にとって重要だということにつきまして、水研センターと議論をしながら次の資源評価に対応するというところで協議を行っているところです。

また、資源評価等が進んだ魚種から順次TAC管理に移行ということで記載しておりますが、移行につきましては令和5年度末までに新たに1魚種か2魚種程度が移行する可能性があるということで水産庁から説明を受けております。

鎌賀委員

聞きたいのは、試験研究とか調査とかそういったものを拡充するような話はあるんでしょうか、ということです。

水産振興課

県におきまして、16魚種の調査をしておりますけれども、今後新たな魚種を追加していくということで、令和3年度から魚種を増やす計画となっております。

鎌賀委員

対象魚種の話じゃなくて、人とかお金がないと評価は出来ないと思うんですね。そういう点ではどうなんでしょうか、ということ。

水産振興課

人員につきましても、県庁におきましては今年度から嘱託職員の雇用、水研センターにおきまして、臨時職員をどのように張り付けるのかについて議論を行っておりまして、正職員とはなかなかないところもありますけれども、こういった形で調査をしていくかということにつきましては、人員拡充も踏まえてやっていくというところでございます。

水産振興課

水産振興課でございます。国の方ではですね、新たな資源管理に係る取組みといたしまして、各地に散らばっております各地で資源評価を実施する人員につきましてですね、横浜の本所の方に集約いたしまして、仮称ですけれども水産資源研究センター設立と

ということで、建物とそれから人員を集約して、集中的に資源評価をやっていくという取組みを進められているところでございます。

資源評価につきましても、コホートが従来の資源評価手法だったんですが、これからはより正確に評価をしていくためのMSYを活用したですね、新たな資源評価手法に基づいた資源管理を進めていきたいということで、国の方が取り組まれています。

鎌賀委員

資源管理を基に漁獲量を制限することは、魚種も増やすということで、これまでと違った大きな取り組みだと思えますけれども、評価がどこまで正確にできるかということで、実効性が問われる話になると思います。

あなた方を責めているんじゃないくて、国に試験研究の充実というのを要望していくべきだと思うんですね。そうしないと、結局お題目だけで、中身がお粗末なものに終わってしまうのではないかという気がします。

鎌賀委員

もう一つ、こういった資源管理の中で、数量管理でなくて努力量管理ということもあるようです。

現在、漁獲量がどんどん少なくなっている魚種も多いわけですが、現状より更に、許可の数量を制限するとか、努力量を制限するというので、現状よりも更に漁獲が少なくなっていく方向になると思うんですね。その辺りは、どうなんでしょうか。どう考えていけばいいんでしょうか。

佐々木委員

鎌賀委員の懸念事項について、私もそう思っております。海の中は最低の水準にきております。今年は、シラスウナギも大量に獲れ、牛深では、親イワシはいなかったのに、子イワシが増えてきております。今の最低基準で資源量を決めてもらおうと、爆発的に獲れた時の漁業が出来ない。漁業者というのは、魚がいっぱい湧き出てきたら獲るのが、漁業者の今までのやり方です。それを制限するのもいいかもしれませんが、漁業者というのは魚を獲って生活をしていくので、そこら辺の漁獲割当量とかをもう少し多く取っていただきたいと思っております。

今が一番最低ラインと思っておりますけれども、海の中は予期せぬことも出てきますので、そのところを県の方は評価していただきたい。

議長

事務局は何か。

水産振興課

水産振興課でございます。

委員からご指摘いただきましたとおり、爆発的に漁獲があった時の対応というのは、今後検討させていただきたい課題だとは感じております。

例えば、クロマグロにつきましては、皆様のご努力によりまして、資源量が厳しいながらも、少しずつ戻ってきている現状もございますので、漁獲枠を獲得するためにですね、現場の方々、佐々木副組合長と連携させていただきながら要望させていただいて、少しずつ漁獲枠を確保してきているところでございます。

引き続き、連携した取り組みによりまして、決められたルールの中で、最大限、漁獲が可能となるようにですね、取り組みを進めていきたいと思っておりますので、御協力方どうぞよろしくお願いいたします。

浜委員

佐々木委員がおっしゃられたことはその通りなんですね。漁業者として言いますけども、（漁業許可の）いわゆるタンス許可があるんじゃないかと思うんですけども、天草漁協が合併して14年目になりますけども、合併当時は3,300人の正組合員がおりました。しかし、今は2,000人減少して、1,600人しかいない。なぜ、後継者が、若い者がいないのか、それは漁業に魅力がない。平均年齢も漁業者は、66歳を超えている。80になるような人が許可を手放さず、許可が出ないということがあると思うんです。

だから、漁業をこれから活性化していくためには、もちろん制限も必要ですけども、若い者が手を挙げたら許可をする、続かなかつたら没収するというような形をとってもらわないと、獲る人が少なくなっている。資源管理と同じくタンス許可の整理に前向きに取り組んでいただきたい。

鎌賀委員

浜委員のお話に関連しますけど、これまでは量を獲って漁業者が所得を確保するという方向だったと思うんですけど、国なり県の方針で漁獲量を制限するということは、市場原理に従えば所得が減っていく、公の力で所得を減らすということになりかねません。

今の、コロナの話じゃないんですけども、漁獲量なりを制限するのであれば、所得を確保する方策というのも一方では考えて

いかないと、資源確保しながら漁業者がいなくなってしまうば元も子もありませんから、そこは両輪として考えていく必要があると思います。

水産振興課

水産振興課です。

委員の皆様方のご指摘はもっともだと思いますので、今般、改正漁業法によって、漁業許可制度の見直しもありますのですから、後継者のこと、所得確保のこと、資源管理のことを十分に踏まえた上で検討していきたいと思っております。

議長

改正法では、タンス許可とか否定されるような改正だと聞いております。

脇島委員

新規就業者として一般の人が漁業者になりたいということで、事業をやっているわけですが、独立をする時期を迎えた時に、漁業が出来ないんですね、今の状態では。新規就業者が、仕事が出来形にしていだけるようお願いしたい。よろしく申し上げます。

議長

それでは、他に無いようですので、議事2の報告2の質疑は終了いたします。

次に、議事2の報告3、「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について、2点ご報告させていただきます。座ってご報告させていただきます。

1点目につきましては、資料の15ページをお開きください。

新旧対照表が分かりやすいので、この表にて説明させていただきます。

1点目ですが、5月20日の本会第2号議案でお諮りくださりました、「くろまぐろ」に関してです。

前回お諮りした内容は次のとおりです。国際的な枠組みの中で、今年度から、前年度の未利用分の一部が、翌年度へ繰り越せるようになりました。

その結果、小型魚は7.0トンに、また大型魚につきましても

7. 0トンに枠が増える、という内容で承認いただいており、その点については、修正はありません。

ただ前回、総量のほかに、過去の超過分の差し引き量を令和2年度漁獲実績に合わせて時点修正しています。その部分で錯誤がありましたので、お詫びとともにご報告いたします。

内容ですが、15ページの左側の表、真ん中にあります、第5管理期間の残量による差し引き量というところに、下線0.6トンと入れさせていただいておりましたが、これが下の欄に記載しております下線0.4トンに修正させていただきます。

その理由については、次のページにあります棒グラフでご説明いたします。3月末までの漁獲量の集計値が、グラフという漁獲実績の所ですが、2.304トンでした。全体枠2.9トンでしたので、差し引いた「0.596トン」が未利用分です。この数値を四捨五入し0.6トンということでお諮りしたのですが、水産庁に提出したところ修正指導があり、水産庁の取り決めとして「切り捨て」で統一されているということで、0.5トンが正しいと連絡を受けました。

また同時に、実は未利用分のうち0.1トンについては、予め令和2年度当初分として割り当て済みであり、利用する分であるからこれについても除外するよう併せて指示がありました。

以上の経緯より、未利用分が0.6トンから0.2トン減って0.4トンになります。それに伴い、表の1番右の部分になりますが、第7管理期間以降の残量が、0.9トンから0.2トン残が増えますため、1.1トンに修正いたします。

こちらの確認不足で大変申し訳ありませんでした。

2点目のご報告ですが、棒グラフから1枚めくっていただいて17ページです。「まさば及びごまさば」についてです。令和元年12月12日の本会におきまして、管理対象期間の更新そしてさば類の管理量については国から割り当てがあり次第入れ込むことでお諮りいただいております。

このたび国から割り当てがありまして、7月以降もこれまでと同様に「若干」量を入れることに決まりましたので、ご報告いたします。なお、御参考までです、以上2点を反映した県の計画書を18から24ページに掲げております。

私の方からのご説明は、以上になります。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から

御意見、御質問はございませんか。

桑原委員 ちょっと良いですか。漁獲実績の数字については、漁獲の中身まで確認しているのかどうか。

水産振興課 漁獲量については、漁協さんや関係機関に決まったルールで毎月漁獲量の報告をお願いしておりまして、その数値を基にこの表がまとめられています。

桑原委員 漁協から上がってきた数字を基に、作成しているということ。

水産振興課 そうです。

桑原委員 そうなら、良いです。

議長 それでは、他に無いようですので、議事2の報告3の質疑は終了いたします。

次に、議事2の報告4、「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課 最後の報告となります。簡単にご説明します。事務局でございます。

資料は、26ページ目以降になります。

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会につきましては、毎年5月に開催され、本県からは、熊本県連合海区漁業調整委員会の橋本会長に御出席いただいているところです。

今年度の通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面決議がなされたところです。

資料26ページ目をご覧ください。

令和2年6月18日付け2全漁調連第3号により、全国海区漁業調整委員会連合会志岐富美雄会長から書面表決結果が送付されましたので、御報告いたします。

議案として提案された4議案について、全ての議案が全会一致で承認されております。

本県につきましては、令和2年5月21日付け2全漁調連第3号により、全国海区漁業調整委員会連合会志岐富美雄会長から書面表決についての依頼があり、当委員会江口会長と熊本有明海区

漁調委及び熊本県連合海区漁調委の橋本会長に書面表決していただきました。

承認された議案につきましては、資料としておりますので、内容を御確認下さい。

昨年、本県から提案した4つの要望につきましても、第3議案の、

- I 海区漁業調整委員会制度について
- IV 沿岸資源の適切な利用について
- V 外国漁船問題等について
- VI 海洋性レジャーとの調整等について

に、他県からの要望と合わさり、盛り込まれております。

本県の要望につきましても、同様の形で全漁調連事務局で取りまとめられ、新型コロナウイルスの影響で予定はされていませんが、国又は関係省庁へ対し、要望活動が行われることとなります。

事務局からの報告は以上です。

議長

事務局からの説明がありました。質問はありますか。

浜委員

議長。

議長

はい。浜委員。

浜委員

67ページ目以降のことについてお尋ねしますが、本委員会において、何年も前から、ミニポートについての要望をしてきた。進展はあるのか。

水産振興課

この件につきましては、以前から要望があり、本県からも要望しているところです。

一時、本県からの要望が中断されていましたが、昨年より浜委員の要望が提出され、本県からも要望させていただいている。

国からの回答につきましては、残念ながら進展しているとは言えませんが、要望しないことには解決しません。

そのため、要望することは重要なことですし、昨年は全国でミニポートが漁業者の方へ迷惑をかけていることや、事故が起きていることを受け、要望が増えたと聞いています。

ですので、今後も全漁調連へ本県から要望を出し、主張していきたいと考えています。

さらに、昨年度浜委員からの要望がありましたので、海上保安部へ出向き、現場で生じている問題について説明をしたところです。

また、県のホームページで、ミニボート、プレジャーボートを使用される方に対し、注意喚起を行っているところです。

議長

他にございませんか。

浜委員

よろしいですか。

進展していないとのことであるが、もう一点問題があり、水上バイクがイルカウォッチングを妨害しているという話があるので、考えておいてもらいたい。

水産振興課

承知しました。

浜委員

よろしく願います。

佐々木委員

プレジャーボートの件だが、牛深へも車で牽引して、20台ほど来る。漁港施設の上架施設を使用して下ろしている。

地元からもコロナウイルスを持ち込まれては困るという声がある。

プレジャーボートの使用者には協議会のようなものがなく、話し合いの場がないために、個人へ注意を行わざるを得ない状況。

県の方で、ミニボート等の何らかの団体を立ち上げ、漁業者と協議する場を設けてもらいたい。

ここは漁港施設なので、やめてもらいたいと注意すると、なぜできないのかと言われる。

また、牽引する車は大型のため、駐車場を占領してしまう。

立ち去った後には、弁当柄や酒類の空き缶がそのまま放置されている。

先日も、当漁協の職員が掃除の協力を依頼したところ、なぜそのようなことをしなければならぬのかと言われ、喧嘩に発展しかけたという報告があった。

現在、プレジャーボートの使用者は増加傾向にあり、漁業者とのトラブルも起きている。

県の方で、団体を設け、漁業者との意見交換会の場を設定しなければ、問題は拡大していく一方である。

議長

以上でよろしいか。

桑原委員

先ほどの牛深の佐々木副組合長の発言と重複するが、樋島でも、同様の問題が発生しており、船揚げ場の施設を利用されている。

コロナ初期には樋島に大勢のプレジャーボート利用者が押し掛け、駐車場が溢れたため、行政へ依頼し、毎日午前7時半、15時、17時に無線を用いて、コロナの感染拡大の恐れがあるため、来ないでもらいたいという趣旨の呼びかけを行い、徐々に減少していった。

レジャーの問題が浜委員からあったが、ダイワや山本釣具センターと思われるが、無断で釣り大会が樋島の地先で企画され、漁協も悩んだ末中止した。

レジャー船の問題は全国であり、熊本だけではない。

委員を味方につけ、全国展開しなければ、県でだけ話をしていても間に合わない。

会長と密に沿って、レジャー関係については何らかの組織を造り、交渉していく時期に来ている。

この場でやり取りしているだけでは解決しない。

調整委員会は漁業者の一番の味方であるという思いであるが、調整委員会は規制しかしない、漁業者の敵としか見られていない。

ただ、規制するのではなく、具体的に説得できるような話しを持ってきてもらいたい。

いずれの問題も漁業者にとっては大変なものであり、何年もかかっている意味がない。

くれぐれもお願いします。

事務局長

事務局の渡辺です。

佐々木委員からのご意見について、ミニボート利用者の組織化は個人を特定できないため、どのようにしたらよいかというところがあります。

また、桑原委員のご指摘についてはそのとおりと思います。

ただ、ミニボートの所管は国（国土交通省）なので、委員会としては引き続き要望を行うとともに、出された意見については、国土交通省にお伝えし意見交換を行って参ります。

以前から議論されていますが、ミニボートに関しては、国に対し要望を継続していきます。

議長

それでは、他に無いようですので、終了します。

本日の会議を総括すると、一本釣り等の自由漁業については一切規制がかからないことから、資源管理と言いながらも、漁業者ばかり制限されている。

規制をかけるのであれば、ミニボート等へも同様に規制をかけるよう、国へ働きかけていてもらいたい。

以上で、これで第367回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。